

合同練習及び事前キャンプに関する覚書

モンゴル国パラアーチェリー協会（以下「甲」という。）と日本国新潟県燕市（以下「乙」という。）は、合同練習と東京2020パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という）における事前キャンプについて、次のとおり覚書を締結する。

第1条 甲は合同練習と東京2020大会の事前キャンプ実施にあたり、燕市所在の施設を利用する。

第2条 乙は甲の合同練習と事前キャンプをおもてなしの心で迎え入れる。

第3条 合同練習と事前キャンプの実施にあたり、甲は次の事項を行う。

- (1) 東京2020大会に多くの選手が参加できるよう努力すること。
- (2) 合同練習と事前キャンプに必要な情報を乙に提供すること。
- (3) 合同練習実施期間中は乙との交流プログラムに参加すること。
- (4) 東京2020大会終了後は乙との交流プログラムに参加すること。

第4条 合同練習と事前キャンプの実施にあたり、乙は次の事項を行う。

- (1) 必要な施設及び練習環境の提供を調整すること。
- (2) 滞在中の交流プログラム開催に向けた調整を行うこと。

第5条 両者は、言語や文化をはじめとした相互の違いを受け入れ、互いに認め合い、合同練習、東京2020大会の枠にとどまらず、相互の友好協力関係を更に発展させられるよう、努める。

第6条 合同練習の実施に係る費用負担、使用施設、実施期間、相互の責任、参加人数等の詳細については合同練習前のできるだけ早い時期に両者で協議を行い決定する。

第7条 東京2020大会の事前キャンプ実施に係る費用負担、使用施設、実施期間、相互の責任、参加人数等の詳細については、2019年12月末までに決定し、合意書を締結する。

第8条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、両者は協議を行い、解決を図るものとする。

第9条 両者は、本業務の履行に際し知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

以上の覚書の締結を証するため、本覚書を日本語とモンゴル語で2通作成し、燕市において、両者双方署名し、それぞれ1通を保有するものとする。

2016年4月19日



日本国
新潟県燕市長
鈴木 力



モンゴル国
パラアーチェリー協会長
ダンバドンドグ・バートルジャブ